

## 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題（案）

### （1）協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

#### ① 地域共生社会に対する市民の理解促進

障害等のある人の調査では、市民が「共生社会（ノーマライゼーション）」という考え方を十分に理解があると回答する割合は、身体障害者及び精神障害者では2割台、知的障害者では1割台となっています。また、子どもの育ちや発達に関する調査では、身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者では1割台、知的障害者では1割以下となっています。

また、市民が共生社会（ノーマライゼーション）という考え方を十分に理解していると思うかの回答では、障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査では、「思いやりのある声かけ」、「特別な目で見ないこと」などが多くなっています。

障害者福祉団体調査では、地域共生社会の実現に向けて、学習会や講演会などによる意識啓発による協力の意向があり、障害者福祉団体に協力をいただきながら、共生社会（ノーマライゼーション）に対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、啓発や障害等のある人との交流を通して、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

#### ② 障害等のある人の地域参画の推進

障害等のある人への調査では、近所づきあいについて「道で会えばあいさつをする程度の人ならいる」が多くなっていますが、知的障害者と精神障害者は「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」も多くなっています。また、自分らしい暮らしができていないと感じている人の理由では、「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」という回答が多くなっています。

また、障害等のある人への調査では、地域で頼みたいことは「安否確認の声かけ」が5割を超えており、頼まれたらできることとしても「安否確認の声かけ」は5割を超えています。

今後は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域社会の実現に向けて、障害等のある人の地域参加、地域との交流を進めていく必要があります。

#### ③ 当事者団体・家族会への活動支援及び協働

市では現在当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っていますが、障害者福祉団体調査によると、過去の調査同様に活動する上で「後継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」などの問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害等のある人・家族同士の交流を活性化し、抱

える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、補助金の交付のほかに活動情報の提供など、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討することが必要です。

#### ④ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

障害福祉サービス事業所調査では、8割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取り組みや専門職の育成のための各種支援策があげられています。分野横断調査として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられています。

現在、市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。今後はさらに人材確保に向けて、市と事業所が協働で方策を検討していくことが重要です。

また、国の基本指針では、成果目標に「障害福祉サービス等の質の向上」が新たな項目として加えられています。市では第三者評価の受審費用助成を行っており、サービス事業所調査では、4割の事業所が第三者評価を実施していると回答しています。今後も第三者評価の受審促進に向けて情報提供等が重要です。

## (2) 障害等のある人の社会参加の推進

### ① 社会参加に向けた合理的配慮の取り組みの充実

必要とする合理的配慮について、障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査ともに「困っていると思われるときは、声をかけ、手伝いの必要性を確かめて対応すること」が最も高くなっています。

改正バリアフリー法では、国及び国民の責務として、障害者や高齢者への声かけなどの支援が明記され、東京都が制定、施行した「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、障害者差別解消法で努力義務としている民間事業者における合理的配慮を義務とし、国よりも一歩踏み込んだ内容となっています。

障害者福祉団体を通して当事者の声を聞き、具体的な合理的配慮の検討や市内の民間事業者への情報提供、公共交通機関との連携を図りながら、障害等のある人のより社会参加しやすい環境について検討を進めます。

### ② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツ機会の確保

障害等のある人への調査において、参加している地域活動としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が4割、「スポーツ活動」が2割、「音楽や絵画などの芸術活動」が1割となっています。また、自分らしい暮らしができていないと感じている人の理由では、「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」という回答が多くなっています。

国においては「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害等のある人の文化芸術活動の機会を確保する動きがあるほか、東京オリンピック・パラリンピック2020を受けたスポーツ活動の機運も高まっています。

身近な地域において障害等のある人が、文化芸術活動やスポーツ活動を通して、自己表現できる機会、友人と一緒に学べる機会を得ることができるよう支援策の検討や情報提供方法などの検討が必要です。

### ③ 就労支援の充実と就労定着の推進

市では、心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「み～な」において、障害者就労支援事業を行っており登録者数は年々増加しています。平成30年度から精神障害者に特化した就労支援事業が実施され、対象者数が年々増加している一方で、離職率が他の障害よりも高くなっています。

障害等のある人への調査において、障害等のある人が働くために希望することでは、「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」、「自分の家の近くに働く場所があること」、「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」が多く、充実を望む施策では、障害等のある人への調査の65歳未満の世代及び子どもの育ちや発達に関する調査で「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が多くなっています。

就労相談や生活相談、情報提供などの就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、障害等のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、企業に向けた意識啓発・支援を行っていく必要があります。

## (3) 権利擁護の推進

### ① 虐待防止

障害福祉サービス事業者調査では、2割弱の事業者がサービスを提供する上で、虐待などの場面に遭遇した経験があると回答しています。市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例の複雑・困難化してきています。

障害者虐待防止センターの周知、関係機関との緊密な連携を図るとともに、複雑・困難化する事例に対応するために職員の更なる能力向上、マニュアルの見直しを進め、障害等のある人の虐待防止に努めます。

### ② 成年後見制度の利用促進

市では、府中市社会福祉協議会の権利擁護センターふちゅうにおいて、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用支援事業）、また高齢化や障害者の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

障害等のある人の調査の成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「成年後見制度を理解するための周知・啓発」の回答が多く、後見人等にやってほしいことでは、「生活・医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村において基本計画の策定が努力義務とされています。障害等のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた検討や成年後見制度の情報提供、市民後見人の養成、権利擁護センターふちゅうの周知・支援を図る必要があります。

## (4) 情報提供と相談支援機能の充実による意思決定支援

### ① 情報提供の充実及び提供経路の検討

障害等のある人の調査では、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっており、市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは5割弱が知っているものの、4割は知らない状況があります。

子どもの育ちや発達に関する調査では、障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が4割台となっています。

公的な相談支援機関、障害福祉サービス、制度など、障害等のある人が必要とする情報を入手できる情報提供のあり方や情報にアクセスしやすい環境について検討を進める必要があります。

### ② 相談支援機能の充実・強化

市内では、4つの委託相談支援事業所が連携した障害等のある人に向けた相談支援体制が整えられています。また、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談支援部会では、基幹相談支援センターの設置に向けた検討が進められ、平成31年3月に基幹相談支援センターの運営形態、機能について最終報告がされています。具体的には、基幹相談支援センターに総合相談、ネットワーク作り・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進の機能が求められています。

障害等のある人の調査では、悩みや困りごとを相談できる人が「いない」人が1割程度います。充実を望む施策では、「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。

障害者福祉団体調査では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、多分野との連携、切れ目のない相談などが望まれています。

国の基本指針において、新たな成果目標として「相談支援体制の充実・強化等」が設けられたことを踏まえながら、府中市障害者等地域自立支援協議会の検討結果を踏まえて基幹相談支援センターを設置し、相談支援の機能や体制について充実・強化していくことが必要です。

## (5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

### ① 障害等のある人のニーズに対応したサービス提供体制の充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。

障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人は、障害等のある人への調査では2割、子どもの育ちや発達に関する調査では3割となっている。また、不満の理由は、障害等のある人への調査では、緊急時の利用、子どもの育ちや発達に関する調査では、希望通りの内容のサービスが利用できない、希望する日時に利用できないが3割台後半、希望する事業所や施設がない、緊急時に利用できないが4割台となっており、希望にあったサービス利用ができていない人がいます。

一方で、障害福祉サービス事業所調査においても人材確保・育成、収益確保などの観点から事業者側として必要と感じているが実施できていない事業があるとの回答もあります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続きサービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援など事業者への支援の検討や、障害特性や希望を踏まえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進める必要があります。

### ② 安心して地域で生活を続けられる体制の整備

障害等のある人への調査において、充実を望む施策では、「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ること」が精神障害者は4割、難病患者は3割、「グループホームを充実すること」は知的障害者が5割、精神障害者が2割となっています。

国の基本指針においては、施設入所者、入院している精神障害者の地域生活への移行の推進と地域において継続して生活できる体制の整備が示されています。また、相談、体験の場、緊急時の対応など多様な機能を有した地域生活支援拠点等については、市は令和2年度の設置を予定しており、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談・くらしの部会で必要な機能の検討が進められています。

障害等のある人が、安心して地域で暮らし続けられる体制の整備に向けて、引き続き検討を進め、取り組んでいく必要があります。

### ③ 災害時における避難行動支援及び障害等のある人に配慮した避難所生活支援

障害等のある人への調査では、知的障害者の5割は地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することが「できない」と回答しており、災害時に避難を「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では1割ですが、精神障害者は2割となっています。災害時要援護者登録についての情報発信や、登録対象外の人の安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。

障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査ともに、災害時に困ること・不安なことは「大勢の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、障害者福祉団体調査においても避難所についての意見が多く寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう避難所におけるマニュアル等の整備や、障害等のある人対応の専門

職員の配置などの検討が考えられます。

障害福祉サービス事業者調査では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の災害時要援護者の避難支援をあげています。また、施設を福祉避難所として活用することもあげており、事業者との協力、連携を図りながら災害時の支援、避難所の確保を進めていく必要があります。

## (6) 障害等のある児童への支援の充実

### ① 子どもの育ちや発達を支援する一貫した相談・支援体制の充実

子どもの育ちや発達に関する調査では、育ちや発達で初めて気になった時期は、就学前が多くを占めています。充実を望む施策では「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」、ライフステージに応じた支援として希望することでは、「お子さんに関わる教育、保健、医療、福祉など関係機関の連携が強化されること」が多くなっています。

発達に関する相談件数の増加、多様なニーズへの対応、関係機関の連携の課題等から、府中市障害者等地域自立支援協議会では児童発達支援センターの必要性に関する検討が行われ、平成30年11月に答申書が出されています。それに基づき、市では平成31年1月に「府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本構想」を策定しています。

児童発達支援センターは、乳幼期から成年期に至るまでの一貫した支援、子どもとその家族への支援、そして子どもや家族が住みやすい地域の基盤創りを行う場として、重要な役割があります。今後は、整備基本構想に従い、児童発達支援センターの整備を進めていく必要があります。

### ② インクルーシブ教育の充実

市では、すべての児童・生徒と特別支援学級に通う児童・生徒の復籍交流や共同学習などを通じて、障害の理解を深める取り組みを進めています。

障害者福祉団体調査では、障害等のある人への合理的配慮として、特に必要なこととして、インクルーシブ教育についての意見が出ているほか、子どもの育ちや発達に関する調査の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校からの障害者とのふれあいや障害教育の希望が寄せられています。

共生社会の実現に向けて、幼少期から障害等のある人とふれあい、ともに学ぶインクルーシブ教育の充実について検討を進めていく必要があります。